

答 申 書

小 牧 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

平 成 3 0 年 2 月 1 6 日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男

国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

平成30年2月16日付け29小保年第2256号にて当協議会に意見を求められたことについて慎重に審議した結果、小牧市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 基礎課税額に係る課税限度額について

国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令の規定が改正された場合には、基礎課税額に係る課税限度額を現行54万円から58万円に改める。